

# 意見書を提出しました

## 保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の 保険業法適用除外を求める意見書

第162通常国会で成立し、平成18年4月に施行された「保険業法の一部を改正する法律」（以後、保険業法）によって、知的障がい者、商工自営業、医師、歯科医師などの団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営してきた共済制度（以後、自主共済制度）が存続の危機に追い込まれている。

保険業法改正の趣旨は、「共済」の名を利用して、不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらした実態が不明確な共済、いわゆる「ニセ共済」を規制することが目的であったが、現実には健全な自主共済まで同列にみなして一律に規制する形となり、結果、制度の廃止や大幅な制度変更を迫られている。

共済は団体の目的と構成員の相互扶助を図るためにつくられてきており、団体がその構成員の「助け合い」を目的に、自主的に、そして健全に運営されてきた自主共済は「利益」を上げる保険業とは異なる。自主共済を強制的に相互会社や株式会社になければ運営できないようにするなど、「儲け」を追及する保険会社と同列に、一律に様々な規制と負担を押し付けるようなことになれば、多数の自主共済が存続不可能となり、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした改正保険業法の趣旨にも反することになる。

そもそも自主共済への規制を議論した金融審議会でも「構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とするべきである」（平成16年12月14日・金融分科会第二部会）としていた。また、第166通常国会でも、与野党国会議員から自主共済の継続を保证する必要があると主張され、当時の山本金融大臣も「客観的基準についての具体案が示されれば大臣自ら研究する」旨の答弁がなされている。

日本社会に深く根付いた「仲間同士が助け合う」という活動を奨励することがあっても、法律で規制したり、「儲け」を追及する「会社」にしなれば「仲間同士の助け合い」が出来ないようにすることなどあってはならないことである。

以上の点から本議会は政府に対し、団体が目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営されている共済制度を、保険業法の適用から除外することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年9月21日

常総市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、金融担当大臣

## 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書

昨年、わずかな米の過剰で始まった需給の緩みが、政府が適切な対策を取らなかったために雪ダルマ式に広がり、米価は9ヶ月連続で下落し、ついに6月の相対取引価格は史上最低までに落ち込んでいます。

この間、政府の需要予測の狂いもあり、6月末在庫は316万トンにも膨れ上がる一方、豊作が予想される今年の作柄とも相まって、米過剰は一層、深刻化しようとしています。

超早場米の出荷が始まりましたが、宮崎県のコシヒカリの生産者概算金は、前年より2,000円も低い1万円となり、それに続く早場米地帯の概算金も千葉県、大分県などで1万円と報じられるなど、深刻な事態になっています。

市中相場は新米で12,500円程度といわれ、売れ残っている09年産米は、さらにそれ以下の価格にならざるを得ません。現状を放置すれば、米の需給の混乱も米価の下落もかつて経験したことのない異常事態になることは必死と思われまます。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものです。それはまた、国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進めている米戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものであります。

米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。また、米価の下落対策を直ちに講ずることを強く要求いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

常総市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

## 県道高崎・坂東線バイパスの早期整備に関する意見書

県道・高崎坂東線は、八千代町から下妻市、常総市を経て坂東市に至る道路であり、鬼怒川ふれあい道路の一部にも位置づけられており、国道294号と平行して鬼怒川西岸地域を南北に連絡する幹線道路として当地域の振興発展に寄与するものと期待されています。県道高崎・坂東線の常総市国生から古間木までのバイパス事業実施区間において、主要地方道土浦・境線バイパス以北については一部供用が開始され整備が進められておりますが、土浦・境線バイパス以南の区間約2.0キロメートルについては未着手となっております。バイパス事業実施区間の現道は、幅員が狭く、屈曲しており、歩道がないため、通学の子供たちや地域住民にとって非常に不便をきたしております。

また、つくば下総広域農道の古間木から国道294号までの区間が平成23年3月末に開通予定であるため、当区間の交通量はますます増大し、さらに危険な状況になることが想定されます。

つきましては、通学の子供たちや地域住民の安全確保のために、県道高崎・坂東線バイパスの土浦・境線バイパス以南の約2.0キロメートルの区間について、早期の整備促進にご尽力くださるよう特段の配慮を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

常総市議会

茨城県知事 橋本昌殿

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が地方税法の改正によって、このままでは2012年（平成24年）3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油取引税（1リットル当たり32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培用管理用機械、畜産用機械など）船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械用の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。よって、政府におかれましては、免税軽油の制度を継続していただくよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

常総市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、総務大臣